

# 第4回北竜町農業委員会総会議事録

平成25年 4月25日  
北竜町農業委員会

- 1 開催日時 平成25年 3月25日(木)  
午後6時00分～午後6時30分
- 2 開催場所 すこやかセンター 会議室
- 3 出席委員 (10人)

番号	氏名	番号	氏名
1番	橋本勝久	6番	水谷茂樹
2番	大場信一	7番	川村功
3番	北清裕邦	8番	出口宜伸
4番	吉川清隆	9番	川本和幸
5番	近江博信	10番	佐藤健一

- 4 欠席委員 (0人)

番号	氏名	番号	氏名

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農政報告
- 第4 農業委員会動静報告
- 第5 報告第8号 旧農業者年金経営移譲年金裁定請求書の進達について
- 第6 報告第9号 新農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について
- 第7 報告第10号 新農業者年金特例付加年金裁定請求書の進達について
- 第8 報告第11号 農地の合意解約について
- 第9 議案第8号 現況照明の交付について
- 第10 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地集積計画の決定について
- 第11 議案第10号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価値(案)並びに平成25年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)について
- 第12 その他 1) 第5回農業委員会総会について・各種会議等について

農業委員会事務局職員等

局長 南 秀 幸  
係長 長 谷 牧 子  
主事 小 野 晃 典

事務局長	只今より平成25年度第4回農業委員会総会を開催いたします。開催にあたりまして佐藤会長よりご挨拶願います。
会 長	挨 拶
事務局長	本日の出席委員は10名中10名が出席で会議規則第6条により総会は成立しております。 会議規則第4条により、議長は会長が進めることになっておりますので、以降の議事の進行については佐藤会長に願います。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員の選出ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委員一同	異議なし
議 長	それでは6番・水谷委員と7番・川村委員の両名を指名します。 日程第2 会議書記の指名ですが、事務局職員の南局長、長谷係長、小野主事を指名します。 日程第3 農政報告があれば産業課長より願います。
産業課長	気象情報 13日の強風被害・・・岩村で2棟鉄骨損害 但し雪解けも進む。 融雪は、昨年と比較して2日遅れであると報告。
議 長	日程第4 農業委員会動静報告については、議案の末尾に添付してありますのでお目通し下さい。  本日の予定案件は、報告4件 議案2件 その他です。 直ちに会議案件の審議に入ります。
議 長	日程第5 報告第8号から旧農業者年金経営移譲年金裁定請求書の進達について上程いたします。 事務局より報告事項の説明を願います。

長谷係長

報告第8号 旧農業者年金経営移讓年金裁定請求書の進達について、農業者年金基金法施行規則第24条の規定に基づき、下記の者に係る旧農業者年金経営移讓年金裁定請求書を進達したので報告する。

平成25年4月25日  
番 号 383および384  
氏 名 経営主 ■■■■ 妻 ■■■■  
住 所 三谷〇〇-〇〇  
生年月日 経営主 昭和24年2月21日  
経営主の妻 昭和23年8月1日  
進 達 日 平成25年4月24日  
年金加入期間 447ヶ月 うちカラ期間 145ヶ月  
妻 300ヶ月、うちカラ期間 138ヶ月  
基準日経営面積 81,098.94㎡  
自 留 地 0㎡  
経営終了日 平成24年11月26日  
移讓方法 所有権移転 (夫婦同時移讓)  
受 贈 者 ■■■■  
備 考 第三者移讓

議 長  
委員一同

報告第9号 旧農業者年金老齡年金裁定請求書の進達について、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、下記の者に係る老齡年金裁定請求書を進達したので報告する。

平成25年4月25日  
番 号 64  
氏 名 ■■■■  
住 所 和〇〇-〇〇  
生年月日 昭和23年3月27日  
進 達 日 平成25年3月29日  
年金加入期間 平成14年1月1日~平成19年10月30日  
備 考 満65歳到達による裁定請求

長谷係長

報告第10号 新農業者年金特例付加年金裁定請求書の進達について、農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、下記の者に係る特例付加年金裁定請求書の進達をしたので報告する。

平成25年4月25日  
番 号 6  
氏 名 ■■■■  
住 所 和〇〇-〇〇  
生年月日 昭和23年3月27日  
進 達 日 平成25年3月29日  
年金加入期間 436ヶ月、うちカラ期間 134ヶ月

基準日経営面積 203,584㎡  
自留地 0㎡  
経営終了日 平成19年11月14日  
移譲方法 使用貸借  
受贈者 ■■■■氏36歳で23,629㎡の農地を所有して  
ます。  
備考 後継者移譲

報告第8号・9号及び第10号について質問等ありませんか。

なし

議長

特に質問・意見等がありませんので次に進みます。

日程第8号

報告11号 農地の合意解約について上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局長

報告11号 農地の合意解約について

下記のとおり農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の  
通知があったので報告する。

平成25年4月25日

貸主 西川〇〇-〇〇 ■■■■ と 借主 妻の■■■■との間  
に平成25年1月28日に使用貸借した案件であります。

合意解約の内容は、北雨地区の畑 板谷572外2筆

面積57,629㎡です。解約理由は、売買をするためです。集積  
計画案件として詳しく説明します。

議長

報告11号について質問・意見等ありませんか。

委員一同

なし

議長

特に質問・意見等有りませんので次に進みます。

日程第9

議案8号 現況証明書の交付について上程いたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案号8号

現況証明書の交付について

下記の者より現況の交付願があったので適否について審議する。

平成25年4月25日

届出人 和 ■■■■  
所在地 和 ○○-○○ 1筆  
面積 291㎡  
地目 公簿 用悪水路 で現況は田であるため地目変更登記を行う。  
次のページに航空写真が添付してありますのでご参照ください。

議長

議案8号について質問・意見等ありませんか。

近江委員

地目変更について

①補助に乗るためには、地目を農地にしたほうが有利である。  
土地改良事業等に伴う地目変更について農業委員会として  
どのように判断しますか。

②地目変更は、宅地や畑を田に地目変更することがすぐにできるか。

事務局長

この■■■さんの案件も土地改良区からの指導で地目変更するもの  
あります。

やみくもに、農地に地目変更はできません、宅地を潰して田にして  
も時間が経過してない場合法務局で登記を受付しないことがあります。

通常、雑種地や用悪水路等形状が田などに替わり20～30年以上  
経過し、年月日不詳である場合に年月日不詳で地目変更を行います。

但し、分筆が必要な場合は、測量が必要ですので、1筆でも測量費  
で30万円はかかりますので、土地を売買するときに通常地目変更を  
行う方が多いです。それは農地でありながら他の地目のため一括で所  
有権移転登記ができないためです。

議長

登記には、金がかかりますので自己判断で地目変更登記が必要にな  
ると思われます。

近江委員

あくまでも土地改良事業の事業に乗るためには地目変更をしたほう  
が良いと思ひまして質問しました。

後は自己判断で工事費が安くなるか地目変更登記をしたほうが良い  
か判断するしかないですね理解しました。

議長

その他意見・質問はありませんか。

委員一同

ありません

議長

意見等がありませんので議案8号について承認をいたします。

日程10

議案9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
用地利集積計画の決定について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局長

報告11号で合意解約のあった■■■■さんの畑3筆ですが面積57,629㎡を碧水〇〇番地の〇〇■■■■さんに売買するものです。所有権移転時期は平成25年4月26日対価の支払い期限は25年5月31日で対価は反当10,000円で576,000円です。なお、■■■さんは所有地が法人にしていますので、経営基盤強化促進法からいえば受け手として適当ではありません、速やかに■■■■に使用貸借をすることにします。

議長

議案9号について質問・意見等ありませんか。

水谷委員

複雑な手続きをするのはなぜですか。直接■■■■に売買すれば良いのではないか。

事務局長

この案件については、■■■■氏と■■■■氏が協議しており、この売買後、■■■■氏から■■■■氏に使用貸借して、■■■■氏が耕作するとのことで■■■■氏とJAより相談がありました。

事務局としては、経営基盤強化法の目的は、担い手に農地を集積して農業経営の効率化を目指すものであり法の目的に反するもので売買のあとすぐに使用貸借は認めることはできないと述べた。

■■■■さんは、法人といいながら74歳で西川まで耕作ができないのも事実で、■■■■氏に作業の委託を行い、その作業受託料を■■■■氏に支払うしかないと説明をしております。

北清委員

■■■さんと■■■さんとは、JAの営農課と金融課で調整をした結果■■■■氏と■■■■氏が売買することにした。

近江委員

碧水地域で質問があったとき、ある程度理解する人もいるが複雑な手続きの経過についての説明は、■■■委員にお任せしたい。

議長

詳しい事情は農業委員会として関与しませんが、■■■■氏に売買し、■■■■に農地が集積されるまでの手続きについては、異議はないと判断して宜しいですか。

農業委員

意見なし

議長

意見等がありませんので承認いたします。

日程第11

議案第10号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価値(案)並びに平成25年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)について上程いたします。事務局より説明願います。この案件は、農業委員会の適正な事務実施について「(平成21年1

事務局長

月23日付け農林水産省経営局長通知)」により北竜町農業委員会が行った「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動点検評価」並びに「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動について農業委員会で審議するものです。

なおこの内容については、4月21日までを期限にして町のホームページに乗せ意見を徴収しましたが意見はありませんでした。

内容の朗読・・・・・・・・・・

議長

只今の議案10号について質問・意見等ございませんか。

なし

委員一同

議長

異議等ありませんので24年度評価及び25年度計画を承認いたします。

日程第12

その他について事務局より説明願います。

事務局長

その他事項ですが、次の5月総会を5月28日(火)午後6時よりこの場所で開催予定です。

議長

次の総会の日程ですが5月28日(火)午後6時開催で宜しいでしょうか。

委員一同

異議なし

議長

次の総会を5月28日に開催します。  
その他会議等の説明を願います。

事務局長

その他の会議ですが全国農業委員会長大会・選出国會議員活動要請活動が5月29日～30日にかけて開催され橋本代理が出席予定です。

北空知農業委員連絡会総会が6月10日 妹背牛町で開催予定です。

ここに記載はありませんが5月17日に開拓記念式典が行われる予定となっております。

議長

その他について質問ありませんか。

(質問等なし)

委員一同

議長

宜しいですか。

それでは、以上を持ちまして第4回農業委員会総会を終了します。



議 長

---

議事録署名委員

6 番 

---

7 番 

---